

平成23年11月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成23年11月14日（月） 午前9時30分

2 出席委員

森 武 洋	委員長
三 塚 勉	委員
齋 藤 道 子	委員
三 浦 溥太郎	委員
永 妻 和 子	委員（教育長）

3 出席説明員

教育総務部長	原 田 惠 次
教育総務部総務課長	大 川 佳 久
教育総務部教育政策担当課長	野 間 俊 行
教育総務部生涯学習課長	平 澤 和 宏
教育総務部教職員課長	高 橋 淳 一
教育総務部学校管理課長	丸 茂 勉
学校教育部教育指導課長	渡 辺 文
学校教育部支援教育課長	小田部 英 仁
学校教育部学校保健課長	藤 井 孝 生
学校教育部スポーツ課長	伊 藤 学
中央図書館長	小 貫 朗 子
博物館運営課長	稲 森 但
美術館運営課長	石 渡 尚
教育研究所長	新 倉 邦 子

4 傍聴人 0名

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に三塚委員を指名した。

- 議案第30号から議案第32号は、今後市長が議会に提出する案件のため秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。報告事項（2）は議案第30号とあわせて聴取することを宣言。

- 教育長報告
前回の定例会から本日までの報告事項

（永妻教育長）

それでは平成23年10月29日から本日までの主な所管事項についてご報告いたします。

はじめに、平成23年度フロンティア研究の発表会についてです。

フロンティア研究は教育委員会から各学校に委託している事業で、各校で、テーマに基づき、教員が協同で授業力の向上についての研究を行うもので、公開授業を実施することでその研究結果を市内全域に波及させることも目的のひとつです。校内研究にとどまらず、他校の教員とも意見交換する中で、それぞれの教員の授業力の更なる向上に繋がることを期待しております。

続きまして、図書館、自然・人文博物館、横須賀美術館で開催の各種企画展についてです。

図書館では、利用者の皆様の関心の高い出来事やテーマについての企画・展示を目指しており、3月11日の東日本大震災の後、地震・津波・原発への関心が高まったことから、関連の本を集めた展示コーナーを設けております。

また、先日亡くなったアメリカの実業家「スティーブ・ジョブズ展」の開催や、児童図書館での「手作り絵本展」等、市民の皆様の読書への関心をより高めていただけるよう努めるとともに、レファレンスの充実も図ってまいりたいと考えております。

自然・人文博物館では、10月22日から12月25日まで、「相模湾と三浦半島ー深海から空へー」を開催しています。この企画展示は、独立行政法人・海洋研究開発機構のご協力のもと、相模湾の深海調査で得られた貴重な岩石資料や

生物資料を展示しています。

主なものとして、深海で採集された玄武岩などの岩石資料や、シロウリガイをはじめとする深海生物資料の展示、深海の映像展示、相模湾を庭園に見立てて、海底地形図や生物分布をまとめて展示した相模湾庭園などです。

また、パワードパラグライダーで撮影された三浦半島の空中写真もあわせて展示しております。相模湾の深海について学ぶことにより、横須賀の地形的な位置づけや成り立ちについても理解が深められる展示となっています。

横須賀美術館では、自主企画による「描かれた不思議 トリック&ユーモア展」を、9月10日から11月6日まで開催いたしました。

作品の中には、見る人の目を惑わすような仕掛けが組み込まれているものや笑いのセンスが隠されているものなどがありますが、そこに着目して楽しんでいただくことを目指した展覧会です。

同展については、日本テレビをはじめ、朝日新聞・東京新聞・神奈川新聞など、メディアでも取り上げていただきました結果、57日間の会期中、1日当たり平均715人、延べ40,759人のお客さまにご観覧いただきました。これは、開館した年に開催した「生きる展」の53,520人に次ぐ、歴代2番目の観覧者数となります。また、11月3日の文化の日には毎年無料観覧を実施していますが、今年は4,695人の方にお越しいただきました。

次回の企画展は、11月19日から当美術館初代館長で現代を代表する洋画家「島田章三展」を開催いたします。

私からの報告は以上です。

日程第4 議案第33号『市立学校の統合後の校名（案）について』

委員長 議題とすることを宣言

(教育政策担当課長)

議案第33号「市立学校の統合後の校名（案）について」、ご説明いたします。この議案は、平成22年10月に「市立平作小学校と池上小学校を統合することについて」をご議決いただきましたことにより、統合後の校名（案）を決定するものであります。

それでは、議案第33号の3ページをお開きください。「1 校名（案）検討の

経緯等」ですが、この6月1日に平作小学校・池上小学校統合推進連絡協議会において校名(案)について説明いたしました。その後、8月17日に「学校再編検討委員会」で、校名(案)について協議、検討いたしました。

次に、「2 統合後の校名(案)」についてです。

(1)の平作小学校と池上小学校の統合後の校名(案)につきましては、「横須賀市立池上小学校」を考えております。アの「理由」としましては、平作小学校は、池上小学校の児童数の急増により、昭和48年に分離新設されましたが、近年の児童数の減に伴い平作小学校が小規模校となり、子どもの教育環境をより良いものとするため、両校を統合することとなりました。そのような中、学校の所在地名が池上であること、統合後は池上小学校の校舎を使用すること、母体校に戻るという歴史的経緯から、統合後の校名については、「池上小学校」を考えております。

4ページをお開きください。「イ 両校の概要」を載せてございます。平作小学校は、昭和48年に池上小学校の児童が増加したことにより分離新設されました。今年で創立38年となります。ピークは昭和53年で児童数948人、25学級でしたが、現在では165人、8学級、うち特別支援学級が2学級となっております。

学区の町名は平作、池上、阿部倉で、校名は地名から決定しました。

次に、池上小学校ですが、昭和9年に開校しました。今年で創立77年となります。ピークは昭和47年で児童数1,396人、34学級で、児童が急増したため、昭和48年に平作小学校を分離しました。現在は、691人、24学級、うち特別支援学級が3学級となっております。

学区の町名は、池上、平作、金谷、山中町で、校名は地名から取っております。

統合後の使用校舎は、池上小学校となっております。

両校の児童数の推移をグラフにしてございます。参考までにご覧ください。

次に、「ウ 校名(案)に対する主な意見」についてですが、関係小学校の校長・教頭・教員、PTA役員、地域関係者で構成します平作小学校・池上小学校統合推進連絡協議会に提示いたしました。特段の意見はございませんでした。

その後、「学校再編検討委員会」で、協議、検討いたしました。そこでは、統合後は池上小学校の校舎を使用すること、母体校に戻るという歴史的経緯から、統合後の校名については、池上小学校とすることが妥当であるとの結論に達しました。

以上、議案第33号「市立学校の統合後の校名(案)について」を説明させていただきました。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

(齋藤委員)

統合後の校名を池上小学校とすることは色々な経緯から考えて妥当だと思うのですが、推進連絡協議会に出ていない他のご父兄からのご異議もなかったということでよろしいのでしょうか。

(教育政策担当課長)

第1回の連絡推進協議会を6月に開催させていただきまして、その内容を保護者全員に統合ニュースというかたちで周知させていただきました。それについても教育委員会側にご意見は上がってきておりませんので、保護者についてはご納得いただけたものと考えております。

(森武委員長)

平成25年4月に向けての準備状況を簡単にご説明いただければと思います。

(教育政策担当課長)

統合に向けて、校名案は12月下旬に議会でご議決いただきましたら報告させていただきます。現在、PTA役員の方々が統合するにあたっての情報の在り方とか役割分担とか検討されていて、教員の方々は統合に向けてどのようなかたちで子どもたちを支援していくか協議しています。地域の方々は通学路の安全確保について検討している段階でございます。

設備工事につきましては増築工事を行うことになっておりますので予定どおり進んでいる状況です。

(森武委員長)

増築工事をするにあたって隣接国有地をグラウンドに転用できるというお話だったかと思うのですが、進捗状況はいかがでしょうか。

(教育政策担当課長)

国有地1,000㎡を財務省から譲与を受けることになっていまして、順調に進んでおりますので、グラウンド整備工事につきましても平成25年4月に児童さんたちが十分に使えるスペースを確保できると考えております。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第33号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

永妻委員 「市立学校設置条例中改正議案の提出について」 動議

委員長 「市立学校設置条例中改正議案の提出について」を議案第 35 号として追加審議することを提案、「総員挙手」をもって、議案審議を決定。さらに今後市長が議会に提出する案件のため秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

日程第 5 議案第 34 号『体育指導委員規則等中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

(スポーツ課長)

議案第 34 号「体育指導委員規則等中改正について」をご説明させていただきます。

我が国のスポーツ振興は、これまで、昭和 36 年に制定された「スポーツ振興法」に基づいて推進されておりましたが、この度、スポーツが一層重要視されるなどの社会の変化に対応すべく、50 年ぶりにこの法律が全部改正され、新たに「スポーツ基本法」として制定され、本年 8 月から施行されました。

この度の「体育指導委員規則等中改正」は、この「スポーツ基本法」の施行により、本市においても「スポーツ振興法」を拠り所に定めておりました規則の内容を一部変更する必要性が生じたために行うものでございます。具体的には、4 ページの新旧対照表に記載しましたとおり、体育指導委員の名称や職務の内容等が改められたことに伴い、規則の内容を一部変更いたします。

改正する規則は、2 件ございます。3 ページをご覧ください。

初めに、「体育指導委員規則」の名称を「スポーツ推進委員規則」に改めます。そして、第 1 条中、「スポーツ振興法（昭和 36 年法律第 141 号）第 19 条」を「スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 32 条」に改め、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めます。

更に、第 4 条中第 1 号を第 2 号として、第 2 号を削り、新たに第 1 号として「スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整に関すること。」を加えます。

次に、「市立学校体育施設開放規則」についてです。第 10 条第 2 項中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めます。

附則といたしまして、この規則の施行日を公布の日からとすることを定めます。

以上で、議案第 34 号「体育指導委員規則等中改正について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

(三塚委員)

第 2 項を削除した理由と、施行日が具体的にいつになるのか教えてください。

(スポーツ課長)

これまでスポーツの組織の育成に関することについては本市が独自に定めておりました。法改正により拠り所とするものがなくなったことと、「スポーツの実技の指導に関すること」と、「スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整に関すること」で、「スポーツの組織の育成に関すること」も含まれると考えまして、削除させていただきました。

施行日についてはこの後にご審議いただく議案第 30 号の改正条例の施行日と同日となります。

(三塚委員)

体育指導委員は馴染みのある名称だと思いますが、周知はどのように説明される予定ですか。

(スポーツ課長)

いずれ法改正に伴ってスポーツ推進委員に改める旨を、体育指導委員協議会で内々にお伝えさせていただきました。

先週も全国の協議会がありましたが、その名称も既に改められておりますので、それ程支障なく進められると思っています。体育指導委員協議会役員の皆様とも相談しながら、円滑に周知ができるように配慮してまいりたいと考えております。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第 33 号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項 (1) 『損害賠償専決処分について』

(学校保健課長)

報告事項（１）「損害賠償専決処分について」、ご説明いたします。

本件は、市立小学校から保護者への連絡が、不十分であったことにより、日本スポーツ振興センターからの災害共済給付金を受給できなかった保護者に対し、損害賠償として 1,080 円をお支払いしたものです。これは、本年5月の教育委員会定例会でご報告いたしました、「損害賠償専決処分について」と同様のご報告となります。

この災害共済給付は、学校管理下の事故で、調剤費用を合算した医療費の総額が 500 点、金額では 5,000 円以上のときに、日本スポーツ振興センターから、その総額の 10 分の 4 が支給されるもので、給付事由が生じた日から 2 年間請求を行わないと、その請求権は、時効により消滅してしまいます。本件は、この時効により消滅してしまった部分につきまして、その損害を賠償するものです。損害賠償をすることになりました経緯について、ご説明いたします。

平成 22 年 11 月に学校管理下において児童が怪我をし、当該児童保護者が、薬局で調剤を受けた際に、調剤についても、日本スポーツ振興センターの、災害共済給付金の支給対象であるとの説明を受け、以前の調剤について、支給されなかったことを学校に申し出、学校側が「調剤費用も支給対象となることの説明を、遺漏していたことが判明しました。

学校からの報告を受け、教育委員会では、平成 17 年度まで遡って全校調査を行いました。その結果、請求権が消滅していたのは、2 世帯分の 3 件で、総額 1,652 円でした。

そして、該当の 2 世帯の保護者の方々にお詫びをすることと併せ、損害賠償させていただくことでご了解を得ました。このうち、1 世帯分の 572 円につきましては、すでに 5 月に損害賠償をしましたが、もう 1 世帯につきましては、保護者の方が「示談書」という文書に躊躇され、ご納得いただくまでに、時間を要したことにより、この時期になってしまいました。

今回の損害賠償事案の発生を受け、教育委員会では、保護者向けのパンフレットを作成し、改めて制度の周知を図るとともに、学校への指導も含め、さらなる連携強化に取り組んでいるところです。

以上で、報告事項（１）「損害賠償専決処分について」の説明を終わります。大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

（森武委員長）

学校からの説明が遺漏したので市が損害賠償ということですが、学校の立場というのはどのような位置付けになっているのでしょうか。

（学校保健課長）

センターへの加入は保護者と市（教育委員会）とでお金を出し合って加入しています。学校はその間の事務的な手続きをしてもらうことになっています。

（森武委員長）

そうしますと、保険を請求する時の説明義務は市にあるという結論だと思いますが、どのように理解すればよろしいのでしょうか。

（学校保健課長）

毎年、年度当初に保健事務について学校を対象に説明会を開いておりまして、遺漏のないように学校にお願いをしてきているところです。今回の件については、お子さんがけがをしたら、学校管理下のけがですと学校の状況を把握しながらケアをしていく訳ですが、その中の手続きで、雇った病院で「このようなものを出してください」ということで学校が書類を書いて、教育委員会経由でセンターに出すという流れになっているのですが、通常ですと病院に雇った時に医療費と調剤を1枚の書類に書いてもらうことが大部分なのですが、最近、治療は治療、薬局は薬局ということで別のところに書かせてしまうということがありまして、今回はそういうケースで、2枚渡さなければいかなかったところを病院の分しかださなかったということで、このようなことになってしまったところです。保護者への改めての周知を含め、今後、遺漏のないよう学校との連携も強くしていこうと思っています。

（三浦委員）

医薬分業が徹底してきているので、最初から用紙2枚で説明される方針のほうがよろしいかと思います。

（学校保健課長）

パンフレット等を配布しまして、遺漏のないようやっていきたいと思っています。

（理事者報告なし）

（委員質問なし）

議案第30号から議案第32号は、今後、市長が議会に提出する案件のため、秘

密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成23年11月14日（月） 午前10時50分

横須賀市教育委員会

委員長 森 武 洋